

## 令和7年度 第2回 大正区人権行政推進委員会

日 時：令和8年3月4日（水）13:05～13:20

会 場：区長応接室

出席者：村田委員長、北吉委員、嶋原委員、西尾委員、細川委員、楠本委員、貴志委員、前田委員、永田委員、三宅委員、田島委員（委員全員の出席）

### 議事要旨

#### ○嶋原委員（総務課長）より

本日10時30分から、令和7年度第1回大阪市人権行政推進本部会議が開催され、先月、本市職員による差別発言事象が発生したことの報告と、市長から訓示があった。

○村田委員長（区長）より、市長の訓示を読み上げての説明があり、次のとおり指示があった。

- ・大正区では、過去に大浪橋への差別落書き（1983年2月）があり、4区（浪速・西・港・大正）合同での人権展を実施するなど、日頃から人権意識の啓発に努めているが、人権に関する様々な取組が形骸化していないか、各課で改めて確認すること。
- ・職員ひとり一人が人権行政の担い手であるという意識を持たなければならない。
- ・差別事象が発生、差別事象を目撃した場合、職員は何をしなければならないか、再確認すること。（庁内ポータルサイトに掲載あり）
- ・会計年度任用職員などの臨時的任用の職員を含め、全職員に周知すること。
- ・周知の期限は今週中（6日）とし、総務課長に報告すること。

#### ○嶋原委員（総務課長）より

- ・現在、管理者層（課長代理級以上）対象の人権問題研修と、全職員対象のeラーニング研修の受講期間で、3月13日（金）が受講期限。必ず対象職員は受講すること。
- ・業務委託のうち、受注者における人権研修の報告が遅延していた案件があったので、必ず期限までに報告してもらうこと。
- ・今回の事象を受けて、各所属において点検を実施して報告する必要がある。依頼文が届いたらお知らせするので、期限までに点検の実施と報告をすること。